

小樽市営住宅条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">最近改正 平成24年 7月 3日 条例第26号</p> <p>(市営住宅の設置等)</p> <p>第3条 市営住宅の種類、名称、位置、整備年度及び戸数は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(整備基準)</u></p> <p>第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する整備基準については、次条から第3条の17までに定めるところによる。ただし、国、他の地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）から法第2条第4号に規定する公営住宅の買取りを行う場合は、この限りでない。</p> <p><u>(健全な地域社会の形成)</u></p> <p>第3条の3 市営住宅等（市営住宅並びに共同施設及び地区施設をいう。以下同じ。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。</p> <p><u>(良好な居住環境の確保)</u></p> <p>第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。</p> <p><u>(費用の縮減への配慮)</u></p> <p>第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</p> <p><u>(位置の選定)</u></p> <p>第3条の6 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</p> <p><u>(敷地の安全等)</u></p> <p>第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。</p> <p><u>(住棟等の基準)</u></p> <p>第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災</p>	<p style="text-align: center;">全部改正 平成9年 3月 28日 条例第9号</p> <p>(市営住宅の設置等)</p> <p>第3条 市営住宅の種類、名称、位置、整備年度及び戸数は、別表第1のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。</p> <p><u>(住宅の基準)</u></p> <p><u>第3条の9</u> 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(住戸の基準)</u></p> <p><u>第3条の10</u> 市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(住戸内の各部)</u></p> <p><u>第3条の11</u> 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(共用部分)</u></p> <p><u>第3条の12</u> 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(附帯施設)</u></p> <p><u>第3条の13</u> 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。</p>	

改正後	改正前
<p><u>2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。</u></p> <p><u>(児童遊園)</u> <u>第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものであるものとする。</u></p> <p><u>(集会所)</u> <u>第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものであるものとする。</u></p> <p><u>(広場及び緑地)</u> <u>第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。</u></p> <p><u>(通路)</u> <u>第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。</u></p> <p><u>2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。</u></p>	
<p><u>(指定管理者による管理)</u> <u>第3条の18 市営住宅等</u> (別表第4に定める集会所(以下単に「集会所」という。)及び同表に定める高齢者生活相談所(以下単に「高齢者生活相談所」という。)を除く。次条、第3条の20及び附則第8項において同じ。)及び集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244号の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p><u>(指定期間)</u> <u>第3条の19 市営住宅等又は集会所の指定管理者として指定する期間は、5年以内とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u> <u>第3条の20 市営住宅等の指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅等の入居者の公募の事務処理に関する業務 (2) 市営住宅等の入居及び退去の手続に関する業務 (3) 市営住宅等の入居者との連絡に関する業務 (4) 市営住宅等に係る申請、届出及び収入申告の受付その他の事務処理に関する業務 (5) 市営住宅等の建物、附属設備その他市が所有し、又は占有する物の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除 	<p><u>(指定管理者による管理)</u> <u>第3条の2 市営住宅等</u> (市営住宅並びに共同施設及び<u>地区施設</u>(別表第4に定める集会所(以下単に「集会所」という。)及び同表に定める高齢者生活相談所(以下単に「高齢者生活相談所」という。)を除く。))をいう。次条、第3条の4及び附則第8項において同じ。)及び集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p><u>(指定期間)</u> <u>第3条の3 市営住宅等又は集会所の指定管理者として指定する期間は、5年以内とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u> <u>第3条の4 市営住宅等の指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅等の入居者の公募の事務処理に関する業務 (2) 市営住宅等の入居及び退去の手続に関する業務 (3) 市営住宅等の入居者との連絡に関する業務 (4) 市営住宅等に係る申請、届出及び収入申告の受付その他の事務処理に関する業務 (5) 市営住宅等の建物、附属設備その他市が所有し、又は占有する物の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除

改正後	改正前
<p>く。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市営住宅等の運営に関する業務</p> <p>2 集会所の指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 集会所の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 集会所の利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務</p> <p>(3) 集会所の建物、附属設備その他市が所有し、又は占有する物の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める集会所の運営に関する業務</p> <p>(入居者資格)</p> <p><u>第15条 公営住宅に入居することができる者は、法第23条第2号に掲げる条件のほか、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号を、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者にあつては第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2) <u>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円</u></p> <p><u>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</u></p> <p>(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員である者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p>	<p>く。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市営住宅等の運営に関する業務</p> <p>2 集会所の指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 集会所の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 集会所の利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務</p> <p>(3) 集会所の建物、附属設備その他市が所有し、又は占有する物の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める集会所の運営に関する業務</p> <p>(入居者資格)</p> <p><u>第15条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者（以下この項において「被災者等」という。）にあつては、第1号を除く。）の条件を具備する者で地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第一次一括法」という。）附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一次一括法第32条の規定による改正前の公営住宅法（以下「改正前の公住法」という。）第23条第2号及び第3号（被災者等にあつては、第2号を除く。）に定める入居者資格を有する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>_____</p> <p>(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員である者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する者のうち、母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、特別低家賃公営住宅又は心身障害者向公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）に入居することができるものは、小樽市に住所を有する者でなければならない。</p> <p>3 特定目的公営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定める。</p>	<p>2 前項に規定する者のうち、母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、特別低家賃公営住宅又は心身障害者向公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）に入居することができるものは、小樽市に住所を有する者でなければならない。</p> <p>3 特定目的公営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定める。</p>
<p><u>第16条 削除</u></p>	<p><u>（入居者資格に係る収入限度額等）</u> <u>第16条</u> 入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものについて、第一次一括法附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の公住法第23条第2号イの規定により定める入居者資格に係る収入の金額及び法第28条第1項の規定による収入超過者に対する措置について地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。以下「整備令」という。）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）（以下「改正前の法施行令」という。）第8条第1項第1号に規定する収入の基準は、改正前の法施行令第6条第5項第1号に規定する金額とする。</p>
<p><u>（入居者の決定）</u> <u>第17条</u> 市長は、公営住宅の入居の許可の申請者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、<u>公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）</u>第7条に規定する選考基準に基づき選考して、当該公営住宅の入居者を決定する。</p> <p>2 市長は、前項の申請者について住宅に困窮する実情を調査し、困窮度が高い者から順次入居者を決定する。ただし、困窮度の順位を定めることが困難な場合は、抽選その他市長が適当と認める方法により、入居者を決定することができる。</p> <p><u>（同居の承認）</u> <u>第18条の2</u> 入居者は、現に入居している公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者（入居の決定後において入居者又は同居者が出産した子を除く。）を同居させようとするときは、市長の承認を得なければなら</p>	<p>2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅について、第一次一括法附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の公住法第23条第2号ロの規定により定める入居者資格に係る収入の金額及び法第28条第1項の規定による収入超過者に対する措置について改正前の法施行令第8条第1項第2号に規定する収入の基準は、改正前の法施行令第6条第5項第2号に規定する金額とする。</p> <p><u>（入居者の決定）</u> <u>第17条</u> 市長は、公営住宅の入居の許可の申請者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、<u>政令第7条</u>に規定する選考基準に基づき選考して、当該公営住宅の入居者を決定する。</p> <p>2 市長は、前項の申請者について住宅に困窮する実情を調査し、困窮度が高い者から順次入居者を決定する。ただし、困窮度の順位を定めることが困難な場合は、抽選その他市長が適当と認める方法により、入居者を決定することができる。</p> <p><u>（同居の承認）</u> <u>第18条の2</u> 市長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第27条第5項の規定による同居の</p>

改正後

ない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、第3号の規定は、適用しない。

- (1) 当該承認による同居の後における入居者の収入が第15条第1項第2号の金額を超える場合
- (2) 当該入居者が法第27条第1項から第4項までの規定に違反し、又は法第32条第1項第1号から第3号まで若しくは同項第5号のいずれかに該当する場合
- (3) 同居させようとする者が入居者の親族でない場合
- (4) 同居させようとする者が暴力団員である場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公営住宅の管理に著しい支障があると認められる場合

(入居の承継の承認)

第18条の3 市長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第27条第6項の規定による入居の承継の承認をしてはならない。

(1)～(2) 略

(収入の認定等)

第20条 市長は、前条の規定による収入の申告に基づき、当該入居者に係る政令第1条第3号に規定する収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を、当該入居者に通知する。

- 2 市長は、公営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、前項の規定により認定した収入の額が第15条第1項第2号に規定する収入の基準を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を当該入居者に通知する。
- 3 市長は、公営住宅の入居者が引き続き5年以上入居している場合において、第1項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条第1項に規定する収入の基準を超えるときは、当該入居者を高額収入者と認定し、その旨を当該入居者に通知する。
- 4 市長は、公営住宅の入居者の収入の減少等により前3項の規定による認定の変更を要すると認める場合は、当該認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。
- 5 公営住宅の入居者は、収入の減少等があった場合は、第1項から第3項までの規定による認定の変更を申請することができる。
- 6 公営住宅の入居者は、第1項から第4項までの規定による認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。
- 7 市長は、前項の意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認める場合は、第1項から第4項までの規定による認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。

改正前

承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると市長が認める場合においては、第1号の規定は、適用しない。

- (1) 同居させようとする者が入居者の親族でない場合
- (2) 同居させようとする者が暴力団員である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営住宅の管理に著しい支障があると認められる場合

(入居の承継の承認)

第18条の3 市長は、省令第11条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第27条第6項の規定による入居の承継の承認をしてはならない。

(1)～(2) 略

(収入の認定等)

第20条 市長は、前条の規定による収入の申告に基づき、当該入居者に係る政令第1条第3号に規定する収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を、当該入居者に通知する。

- 2 市長は、公営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、前項の規定により認定した収入の額が改正前の法施行令第8条第1項に規定する収入の基準を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を当該入居者に通知する。
- 3 市長は、公営住宅の入居者が引き続き5年以上入居している場合において、第1項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条第1項に規定する収入の基準を超えるときは、当該入居者を高額収入者と認定し、その旨を当該入居者に通知する。
- 4 市長は、公営住宅の入居者の収入の減少等により前3項の規定による認定の変更を要すると認める場合は、当該認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。
- 5 公営住宅の入居者は、収入の減少等があった場合は、第1項から第3項までの規定による認定の変更を申請することができる。
- 6 公営住宅の入居者は、第1項から第4項までの規定による認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。
- 7 市長は、前項の意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認める場合は、第1項から第4項までの規定による認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。

改正後	改正前
<p>(入居者の決定)</p> <p>第30条 市長は、改良住宅には、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は<u>法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定に基づき選考して、当該改良住宅の入居者を決定する。</u></p> <p>3 市長は、従前居住者用住宅には、住宅市街地整備総合支援事業等の実施に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により従前居住者用住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、<u>法第22条から第24条まで及び法第25条第1項の規定を準用し選考して、当該従前居住者用住宅の入居者を決定する。</u></p> <p>5 <u>第17条の規定は、第2項の規定による改良住宅及び前項の規定による従前居住者用住宅の入居者の決定について準用する。</u></p>	<p>(入居者の決定)</p> <p>第30条 市長は、改良住宅には、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、改良法第29条第1項の規定により準用する<u>法第22条、法第24条及び法第25条第1項の規定に基づき選考して、当該改良住宅の入居者を決定する。</u></p> <p>3 市長は、従前居住者用住宅には、住宅市街地整備総合支援事業等の実施に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者（暴力団員等を除く。）を入居させなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により従前居住者用住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、<u>法第22条、法第24条及び法第25条第1項の規定を準用し選考して、当該従前居住者用住宅の入居者を決定する。</u></p> <p>5 <u>第15条及び第17条の規定は、第2項の規定による改良住宅及び前項の規定による従前居住者用住宅の入居者の決定について準用する。</u></p>
<p>(入居者資格に係る収入限度額等)</p> <p>第31条 改良住宅の入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものについて、<u>改良法第29条第1項の規定により準用する法第23条第1号イの規定に基づき定める入居者資格に係る収入の金額及び改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされている改正前の法第21条の2第1項の規定による収入超過者に対する措置について住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法政令」という。）第13条の2第1項の規定により定める収入の基準は、139,000円とする。</u></p> <p>2 <u>第15条第1項第2号の規定は、従前居住者用住宅の入居者資格に係る収入限度額等について準用する。</u></p>	<p>(入居者資格に係る収入限度額等)</p> <p>第31条 改良住宅の入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものについて、<u>整備令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改良法第29条第1項の規定により準用する改正前の公住法第23条第2号イの規定に基づき定める入居者資格に係る収入の金額及び改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされている改正前の法第21条の2第1項の規定による収入超過者に対する措置について住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法政令」という。）第13条の2第1項の規定により定める収入の基準は、139,000円とする。</u></p> <p>2 <u>第16条第1項の規定は、従前居住者用住宅の入居者資格に係る収入限度額等について準用する。</u></p>
<p>(収入の認定等)</p> <p>第33条 市長は、前条の収入の報告に基づき、当該改良住宅の入居者に係る改良法政令第13条の2第2項に規定する収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を当該入居者に通知する。</p> <p>2 市長は、前条の収入の報告に基づき、当該従前居住者用住宅の入居者について政令第1条第3号に規定する収入の算定方法の例により収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を当該入居者に通知する。</p> <p>3 市長は、改良住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第1項の規定により認定した収入の額が114,000円（入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものにあつては139,000円）を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨及び当該認定に</p>	<p>(収入の認定等)</p> <p>第33条 市長は、前条の収入の報告に基づき、当該改良住宅の入居者に係る改良法政令第13条の2第2項に規定する収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を当該入居者に通知する。</p> <p>2 市長は、前条の収入の報告に基づき、当該従前居住者用住宅の入居者について政令第1条第3号に規定する収入の算定方法の例により収入の額を認定し、その額及び当該認定に基づき新たに決定した家賃の額を当該入居者に通知する。</p> <p>3 市長は、改良住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第1項の規定により認定した収入の額が114,000円（入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものにあつては139,000円）を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨及び当該認定に</p>

改正後	改正前
<p>基づき決定した次条第3項の規定による割増賃料の額を当該入居者に通知する。</p> <p>4 市長は、従前居住者用住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第2項の規定により認定した収入の額が<u>第15条第1項第2号</u>の規定の例による収入の基準を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨及び当該認定に基づき決定した次条第5項の規定による割増賃料の額を当該入居者に通知する。</p> <p>5 市長は、改良住宅等の入居者の収入の減少等により前各項の規定による認定又は割増賃料の額の変更を要すると認める場合は、当該認定等を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。</p> <p>6 改良住宅等の入居者は、収入の減少等があった場合は、第1項から第4項までの規定による認定の変更を申請することができる。</p> <p>7 改良住宅等の入居者は、第1項から第5項までの規定による認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。</p> <p>8 市長は、前項の意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認める場合は、第1項から第5項までの規定による認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。</p> <p>(入居者資格に係る収入限度額)</p> <p>第37条の2 共同住宅の入居者資格において、入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものについて、<u>法第23条第1号イ</u>の規定の例により定める収入の金額は、<u>214,000円</u>とする。</p>	<p>基づき決定した次条第3項の規定による割増賃料の額を当該入居者に通知する。</p> <p>4 市長は、従前居住者用住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第2項の規定により認定した収入の額が<u>改正前の法施行令第8条第1項</u>の規定の例による収入の基準を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨及び当該認定に基づき決定した次条第5項の規定による割増賃料の額を当該入居者に通知する。</p> <p>5 市長は、改良住宅等の入居者の収入の減少等により前各項の規定による認定又は割増賃料の額の変更を要すると認める場合は、当該認定等を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。</p> <p>6 改良住宅等の入居者は、収入の減少等があった場合は、第1項から第4項までの規定による認定の変更を申請することができる。</p> <p>7 改良住宅等の入居者は、第1項から第5項までの規定による認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。</p> <p>8 市長は、前項の意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認める場合は、第1項から第5項までの規定による認定を変更し、変更の内容を当該入居者に通知する。</p> <p>(入居者資格に係る収入限度額)</p> <p>第37条の2 共同住宅の入居者資格において、入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必要があるものについて、<u>改正前の公住法第23条第2号イ</u>の規定の例により定める収入の金額は、<u>改正前の法施行令第6条第5項第1号に規定する金額</u>とする。</p>